

■被扶養者(異動)届 添付書類一覧表 ■

(提出先) 日本ハムビジネスアソシエ(株)東京人事サービス1課

○: 必須書類 △: 該当する場合

対象者	同居/別居	収入状況	扶養状況 報告書	住民票 写し (全員分)	所得証明書 写し (源泉徴収票不可)	直近3ヶ月の 給与明細 写し	仕送の明細 3ヶ月分 写し	第3号被保険者 関係届 (60歳未満)	確定申告書 (収支内訳書含む) 3年分写し
配偶者	同居 (単身赴任含む)	※4※5 無収入・年間収入130万円未満 (60歳以上または障害年金受給者の場合は180万円未満)	○	○	○	○		○	
		自営業・農業・漁業 (不動産・株式・投資信託・FXなどの収入のある人含む)	○	○	○			○	○
	別居 (単身赴任除く)	※4※5 無収入・年間収入130万円未満 (60歳以上または障害年金受給者の場合は180万円未満)	○	○	○	○	○	○	
対象者	同居/別居	収入状況	扶養状況 報告書	住民票 写し (全員分)	所得証明書 写し (源泉徴収票不可)	直近3ヶ月の 給与明細 写し	仕送の明細 3ヶ月分 写し	在学証明書 写し	確定申告書 (収支内訳書含む) 3年分写し
※1※2 出生による子	同居・別居		△	○	配偶者 △	配偶者 △			
※1 16歳未満の子 (中学生まで)	同居・別居		△	○	配偶者 △	配偶者 △			
※3 16歳以上の子	同居・別居	学生(予備校生含む)	○	○	配偶者 △	配偶者 △		○	
	同居	※4※5※6 無収入・年間収入130万円未満 (19歳以上23歳未満の場合は150万円未満、60歳以上または障害年金受給者の場合は180万円未満)	○	○	対象者 配偶者 ○+△	対象者 配偶者 ○+△			
	別居	※4※5※6 無収入・年間収入130万円未満 (19歳以上23歳未満の場合は150万円未満、60歳以上または障害年金受給者の場合は180万円未満)	○	○	対象者 配偶者 ○+△	対象者 配偶者 ○+△	○		
父母・祖父母 孫・兄弟・姉妹	同居	※4※5※6 無収入・年間収入130万円未満 (19歳以上23歳未満の場合は150万円未満、60歳以上または障害年金受給者の場合は180万円未満)	○	○	健保へ確認 ○	健保へ確認 ○			
		自営業・農業・漁業 (不動産・株式・投資信託・FXなどの収入のある人含む)	○	○	健保へ確認 ○				対象者 ○
	別居	※4※5 無収入・年間収入130万円未満 (60歳以上または障害年金受給者の場合は180万円未満)	○	○	健保へ確認 ○	健保へ確認 ○	○		
義父母 3親等内の親族	同居	学生(予備校生含む)	○	○	健保へ確認 ○	健保へ確認 ○		○	
		※4※5 無収入・年間収入130万円未満 (60歳以上または障害年金受給者の場合は180万円未満)	○	○	健保へ確認 ○	健保へ確認 ○			
		自営業・農業・漁業 (不動産・株式・投資信託・FXなどの収入のある人含む)	○	○	健保へ確認 ○				対象者 ○

※1 配偶者が当組合の被保険者または被扶養者の場合、【扶養状況報告書/所得証明書/直近3ヶ月の給与明細】は不要

※2 海外赴任者に同行するものまたは海外赴任者が海外で出産した子どもを追加する場合、住民票にかえて出生を証明する書類の写しが必要

※3 配偶者が当組合の被保険者または被扶養者の場合、対象者の【所得証明書/直近3ヶ月の給与明細】のみ。配偶者分は不要。

※4 無収入の場合、【直近3ヶ月の給与明細】は不要

※5 障害年金を受給されている場合、【年金額改定通知書(写し)】が必要

※6 19歳以上23歳未満の年齢要件の判定については、所得税法上の取り扱いと同様、その年の12月31日時点の年齢で判定いたします。

(注:年齢は民法上、誕生日の前日に加算されるため、誕生日が1月1日の方は12月31日において年齢が加算されることにご留意ください。)

● 他にも追加資料のご提出をお願いすることがあります。

● 不明な点は、日本ハム健康保険組合にお問い合わせください。(TEL 06-7525-3500)

退職または自営業を廃業した場合

対象者	同居/別居	収入状況	扶養状況 報告書	住民票 写し (全員分)	所得証明書 写し (源泉徴収票不可)	離職票 (1)及び(2)	雇用保険受給 資格者証写し (両面)	その他
※6配偶者 子・父母 祖父母・孫 兄弟・姉妹	同居	雇用保険を受けない	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (写し) ★法4条第3項 不該当印あり		
		雇用保険の待期及び給付制限期間中	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/> 開始日の印字が あるもの	
		雇用保険を受給中 (日額/3,612円未満)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
		雇用保険の受給終了	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/> (受給終了 印)	
		雇用保険の受給期間を延長中 (出産・傷病手当金受給者は期間終了後に審査)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (写し)		雇用保険受給 延長通知書 (写し)
		自営業を廃業した	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			廃業届 (写し)

※6 配偶者(60歳未満)の場合、【第3号被保険者関係届および委任状】の提出が必要

★ 法4条第3項不該当印とは、失業保険をもらわないという選択をした場合、ハローワークにて離職票に押印されるものです。

● 他にも追加資料のご提出をお願いすることがあります。

● 不明な点は、日本ハム健康保険組合にお問い合わせください。(TEL 06-7525-3500)